

□	□	□	-	□	□	□
殿						

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

## 更正 通知書

### 平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の加算税の賦課決定

平成 \_\_\_\_\_ 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。  
 この結果、この通知により <sup>新たに納付すべき</sup> 減少する 税額は、下の表の太いわく内ようになります。

区 分		A 更正前の額	B 更正後の額	C 増減(印)差額 (B - A)
所得金額	所得	1	円	円
	所得	2		
	所得	3		
	所得	4		
	計 (総所得)	5		円
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	6		
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	7		
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除	8		
	障害者、高齢者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	9		
	配偶者控除	10		
	配偶者特別控除	11		
	扶養控除	12		
	基礎控除	13		
	所得控除額の計	14		
	所得控除額の計	15		
課税される所得金額(5 - 15)		16		
16 に対する税額		17		
税金から差し引かれる金額	住宅借入金(取得)等特別控除	18		
		19		
差引所得税額( - - ) (引ききれないときは0)		20		
定率減税額		21		
源泉徴収税額		22		
申告納税額(20 - 21 - 22)		23		円
予定納税額	第 1 期	24		
	第 2 期	25		
差引納付すべき税額又は減少(印) する金額(23 - 24 - 25)		26		
加算税	加算税の基礎となる税額	27		
	加算税の割合	28	%	%
	加算税の額(27 × 28)	29	円	円

加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が29欄に移記してあります。

- 納付すべき税額は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行(本店、支店、代理店、歳入代理店) 郵便局又は当税務署へ納付してください。
- また、本税(上記26の太いわく内の金額)には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

--	--

## 延滞税の計算方法 ( 国税通則法第 60 条、第 61 条、第 118 条、第 119 条及び租税特別措置法第 94 条 )

延滞税の割合は、年 7.3% ( 表面記載の納期限の翌日から 2 月を経過した日以後は年 14.6% ) となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{新たに納付すべき本税の額}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{(延滞税の割合)} \\ 7.3\% \text{ (注)} \\ \text{納期限の翌日から 2 月を} \\ \text{経過した日以後は 14.6\%} \end{array}}}{365} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{(期間(日数))} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array}}}{365} = \boxed{\text{延滞税の額}}
 \end{array}$$

( 注 ) 平成 12 年 1 月 1 日以後の延滞税の割合は、年単位 ( 1/1 ~ 12/31 ) で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

納期限の翌日から 2 月を経過する日まで …… 年「7.3%」と「前年の 11 月 30 日の公定歩合 + 4%」のいずれか低い割合

例えば、平成 12 年 11 月 30 日の公定歩合は 0.5% ですので平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの割合は 4.5% となります。

納期限の翌日から 2 月を経過した日以後 …… 年「14.6%」

本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、納付する必要はありません。

延滞税の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。

次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から 1 年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して 1 年を経過する日以後に更正があったとき ( 偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。 )

期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

更正、決定又は加算税の賦課決定 ( 以下「更正等」といいます。 ) によりその確定申告期限から 1 年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限 ( この通知により新たに納付すべき税額の納期限 ) から 1 年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の通常貯金 ( 振替預入契約をしているものに限り。 ) への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。